

1960年代前半の沖縄における政治勢力の再検討 ——西銘那覇市政の歴史的位置——

櫻澤 誠*

はじめに

1960年代前半の沖縄は、占領政策の転換と経済安定に伴う保守勢力の安定期とされ、一方の革新勢力による諸運動は、1960年に復帰協が結成されるものの、本土側の社共対立の影響もあって混迷期とされてきた。

だが、拙論においてこれまで明らかにしてきたように、同時期の沖縄の保革対立は明確でなく、復帰運動や主席公選要求運動などにおいても保守勢力を含めた「島ぐるみ」での動きが追求されていた¹⁾。また、1959年の沖縄自民党結成も、単なる保守系の合同ではなく、政治力結集による米軍への発言力強化を求めた「新党構想」の成果であり、瀬長亀次郎那覇市長誕生以降の政界再編で、西銘順治ら社大党新進会メンバーが保守系に加わる中で成立したものであった²⁾。1960年代前半における沖縄の複雑に入り組んだ政治活動や諸運動についても、保革対立を自明とせず検討する必要がある。それにより、その後の保革対立軸の確立過程がより明確となろう。

本稿では、沖縄保守勢力の動向が主な分析対象となる。1964年に沖縄自民党が分裂し、沖縄民主党として再合同する前後において、政治活動や諸運動に対する方針がどのようなものであったのか。具体的には沖縄自民党外にあった稲嶺一郎や、那覇市長となった西銘順治など、その後、保守勢力の中心となる人物に注目しつつ検討する。

当該期の政治状況については、近年、沖縄戦後史研究が進展してきた中で

* 立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員

もほとんど検討がなされていない。そうした中であって、前提とすべきは依然として新崎盛暉や比嘉幹郎の研究だといえる。新崎は、保守政党は「特権的利益」の享受者であり、保守再合同にいたる動きは「地方政治家のみじめな派閥争い」であると断じている³⁾。一方、比嘉は、「派閥抗争と対米闘争の両者が複雑にからみあって自民党分裂をもたらした」のであり、「キャラウェイ施政に対する反大田派の反撥は、大田主席の対米従属姿勢批判」となって表れた点を重視している⁴⁾。ただ、比嘉の分析は既成政党中心のため、本稿で取りあげる稲嶺の動向については触れられていない。

以上を踏まえ、第1章では、1962年立法院選とその後の主席指名の動向を検討し、大田主席に対して党内批判派が影響力を高めていく過程を検討する。第2章では、批判派が大田主席だけでなく高等弁務官批判をも展開する中で党が分裂し再編される過程を分析する。第3章では、1961年に那覇市長に当選した西銘順治が、市政を通じて政治基盤を確立し、1965年の再選後、主席選定をめぐる党内対立の中で台頭する過程を明らかにする。

第1章 1962年立法院選—主席指名制への対応—

第1節 保守側の動向

(1) ケネディ新政策への対応

1962年2月1日に開会した立法院定例議会は、国連の植民地解放宣言を取り入れた2・1決議で幕を開けた。同決議は沖縄自民党が圧倒的多数を占める立法院において全会一致で可決されたのであり、政治力結集による米軍への発言力強化という沖縄自民党の結党精神⁵⁾を示したのもであったといえる。

3月5日、ケネディ新政策が発表され、19日には「琉球諸島が日本本土の一部であることを認め」、プライス法改正の議会への要請、日本政府との協議などを掲げた大統領声明とともに大統領行政命令が改正される。これは、

前年6月の池田・ケネディ会談とそれに基づき10月に来沖したケイセン調査団の勧告をうけてなされたものである。行政命令改正の要点として大統領声明に挙げられたのは、以下の6点である。

- 1 立法院が琉球政府の行政主席を指名することを定める。
- 2 高等弁務官の拒否権について、その限定された目的を強調するよう、書き改める。
- 3 立法院議員の任期を二年から三年に延長する。
- 4 立法院が選挙区の数と区域を変更することを認める。
- 5 民政官は文民でなければならないことを定める。
- 6 琉球におけるある種の米国人に対する刑事裁判権についての規定に若干の技術的変更を加える。⁶⁾

しかし、ケネディ新政策は期待通りに実行されていくわけではない。周知の通り、キャラウェイ高等弁務官はその後「キャラウェイ旋風」と言われた直接統治を展開していく。

6月30日、定例議会が終了すると、秋の立法院選に向けて政局が動き出す。行政命令改正によって、行政主席は立法院の指名に基づき高等弁務官が任命することになったが、沖縄自民党は「ケイセン調査団に対して主席公選を要請したが、現実には指名制となったのでこの点幾分の不満がある」ものの、「指名制は院の意思が積極的に主席任命に反映されることになるのでこの点数段の前進をきたしているとして」受け入れた。それに対して、「社大、人民、社会の野党側は」、「いくら院が指名しても弁務官がイヤなら拒絶できる仕組みとなって」おり、「主席が民政府の代行機関という点では変わりなく真に自主的に行政を運営していくには主席は公選でなければならない」として、「はっきり拒絶の意思を明らかにしてい」た⁷⁾。

また、選挙区の数と区域が変更可能となったことを受けて、沖縄自民党は会期中に急遽、従来の29選挙区を32選挙区とする公職選挙法案を策定し、野党が反対するなかで可決した。しかし、署名期限前日の8月24日、米国

民政府は「承認しない」旨を正式に指示し、大田主席はそれに従い署名公布をせず、廃案となる⁸⁾。

31日には、長嶺立法院議長が、「公職選挙法」など7つの重要法案が廃案となったことに対して「現在行なわれている法案の事前事後調整についての義務づけは行政命令、政府章典にはなく、現実には慣行で行なわれている。(中略)すべての立法案を調整することは、自治の理念に反し、結果的に自治後退を招くことになり好ましくない」などの見解を発表する⁹⁾(その後さらに1法案が廃案となる)。この議長見解は波紋を呼び、事前事後調整について、沖縄自民党内は、「行政側は行政命令違反ではないという考え方に固まっており、議員は大部分が長嶺議長談話の線を支持している」と二分されることになる¹⁰⁾。

ともかく、公職選挙法の廃案で従来通りの29選挙区が確定し、9月1日には沖縄自民党は選対本部を設置し、「①復帰にそなえ、県並み水準の確保と自治拡大、内部体制を強化する②経済拡大達成のため基本施設の整備拡張をはかる」など7項目の基本綱領を確認する¹¹⁾。

そうした中で、10日、キャラウェイ高等弁務官は、沖縄自民党幹部との会見において、「廃案は主席自らの判断にもとづいてビートしたものである」と言明する¹²⁾。12日、大田主席も「八件の法案に署名しなかったのは諸般の事情を考え、民政府、関係者の意見も参考にして行政主席としての権能にもとづいて行なった」との所見を述べた¹³⁾。高等弁務官に梯子を外される形で、大田主席は非署名の責任を一身に背負う。13日、米国連邦議会上院軍事委員会で2500万ドルのプライス法改正原案が半分以下の1200万ドルで修正可決されたことは、大田主席にとってさらなる打撃となる¹⁴⁾。

しかし、立法院選が近づく中で、「大田主席の責任追及」については、「党内での公認争いとも微妙にからみ合っているだけに、選挙を控えてこの問題を取り上げることを避けようという空気が強くなって」いき¹⁵⁾、選挙後まで一端収束するのである。

(2) 経済懇話会の結成

前回の立法院選では、「自民、社大の両党が政権の座をかけた第一党方式のもとで激しく対立したため、財界もかつてない強力な結束で自民党を支援した」が、今回の選挙に際しては、「財界幹部のあいだにも自民党に対する批判的な考え方が強まりつつあり、「ある幹部は『こんどの選挙では、自民、社大の両党に同様に援助して、フェアにたたかわせたい』と話している」という状況であった¹⁶⁾。

そうした財界の沖縄自民党離れの背景には、政界とも関係の深い稲嶺一郎（琉球石油社長）、松岡政保（松岡配電社長）と大田主席との対立があった。

稲嶺については、いわゆる「沖石問題」¹⁷⁾によって、その対立は先鋭化していた。市場を独占する琉球石油に対抗する沖縄石油設立認可問題は1953年頃から存在していたが、大田主席はそれを強く推進したのである。結局、キャラウェイ高等弁務官の干渉によって、1961年9月18日に申請却下となり収束した。立法院選にあたり、稲嶺は独自候補の擁立を行うなど反大田路線を明確にし、新党結成の動きも取りざたされていく¹⁸⁾。

また松岡も、電力料金値下げ問題をめぐり、大田行政府との対立が顕わとなっていく。値下げを要求された5配電会社（沖縄、松岡、中央、比謝川、東部）の料金引き下げ申請に対して、米国民政府はさらなる引き下げを要求する。松岡配電を例に挙げると、6.38%の引き下げ申請に対し、琉球政府との調整で11.5%となり、さらに米国民政府が20%を要求したのである。米国民政府は他配電会社に対しても20～25%程度的大幅な値下げを要求した¹⁹⁾。そうしたなか、7月13日の「配電協会の緊急理事会で、松岡政保氏（自民党顧問、松岡配電社長）、嘉陽宗一氏（自民党青年部長、現議員、中部配電社長）らが『もし電力料金問題が、行政訴訟に持ち込まれるようになれば、スジを通す意味から離党しなければならぬだろう…』と語ったといわれ、党幹部がこの問題処理をめぐって窮地に追い込まれる状況となってい

くのである²⁰⁾。その後、8月15日に琉球政府は「五配電会社に各社一律二〇%の引き下げを命令、初の「公定料金」が誕生、「二月以来もみ続けてきた電力料金問題も電気事業法第二十一条の強権発動による「公定料金」の設定でいちおうピリオドを打ったかっこう」となったが²¹⁾、それに対して、9月13日、5配電会社は「政府の電力料金変更処分命令は違法行為であると政府に異議申し立てを行なった」のである²²⁾。

公職選挙法案、電力問題などについての対民政府折衝の不利から、「自民党内にも自治権の大幅後退や大田主席の弱腰を批判する声が高ま」るなか²³⁾、主席就任後に形成された大田派に対して、松岡派が反主流派となる状況が表れる。そこに「自民党とのつながりの薄くなった当間系」²⁴⁾と稲嶺派の動きが加わることで政局は混迷の度合いを深めていくのである。

一方、財界全体としては、琉球商工会議所、沖縄経営者協会が軸となり、経済懇話会設立世話人会が第1回(9月7日)・第2回(21日)と開かれる²⁵⁾。しかし、財界の有力者でもある稲嶺や松岡などが大田行政府と対立するなか、沖縄経営者協会が「会員百二十社を対象に」行った「総選挙に対するアンケート」でも、沖縄自民党の「法案処理、議員の能力、経済政策などについては、ほとんどが批判的な立ち場をとっているようである」とされていた²⁶⁾。

10月4日、「経済人の政治的活動組織」として経済懇話会が結成される。「この経済懇話会は、極端な急進主義が革命主義を排撃し、『国民のための』『国民による』民主主義の発展のために、政治と経済を密接に結びつけようとの趣旨で結成されたもので、今後は、部門別にそれぞれ調査研究を行ない、経済政策はどうあるべきかを政府に建議、もしくは要望する」とされた²⁷⁾。しかし、「選挙献金の窓口を統一するというねらいがあった」ものの、「選挙献金の自粛を申しあわせたにとどま」り、「財界の中にも大田主席擁護と批判派の二つがあり、完全な統一行動をとるに至らなかった」のである²⁸⁾。

第2節 革新側の動向

(1) 革新共闘への模索

立法院定例議会終了後、革新側も立法院選に向けて動き出す。当初、前年12月の那覇市長選で共闘した「社大、人民、社会の革新三派」は、立法院選でも共闘すると思われたが、社大党の安里積千代が7月1日執行の参議院選挙全国区に出馬したことに人民、社会両党が反対したことなどから微妙な情勢となっていた²⁹⁾。そうした中で鍵となったのは、労組等の動向である。

7月13日、官公労、全通労、沖交労、全沖労連、教職員会、沖青協などの幹部によって組織された「水曜会」が社大、人民、社会三政党の代表を招いて話し合いを行う。「革新三政党がバラバラに選挙戦に臨むと自民党に漁夫の利を得させるばかりであり、復帰勢力にもヒビが入るとして、社大、人民、社会三党の統一綱領による統一候補を打ち出そうとし」たのである。しかし、社大党が「態度を保留したため結論はもちこ」された³⁰⁾。

水曜会と革新三政党は会合を重ね、26日、立法院選に向けて共闘体制を組むこと、統一綱領作成を行うことで一致する。統一綱領は「まず人民、社会の統一綱領案を社大党が十分検討し、その上で三政党から二人ずつ水曜会から二人の計八人で起草委員会を作って」まとめることとなった³¹⁾。

8月13日、綱領起草委員会全体会議は、「①現状固定化をねらうケネディ政策をはねかえし、祖国復帰をかちとる②沖縄の原水爆基地を撤去させ世界平和をかちとる③主席の任命制に反対し、主席公選をかちとる④すべての植民地制度を廃止し、民主主義をかちとる」の四項目を大綱とする統一綱領を最終決定する³²⁾。

しかし、その後の候補者選定の段階に至ると、再び三党は対立する。16日に社大党が地盤協定に固執する方針を打ち出し、「那覇市長選方式」での統一路線による完全共闘をめざす人民、社会両党と対立し、共闘問題は足踏み状態となる³³⁾。そして26日、総選挙統一共闘全体会議において、完全共闘への協議は決裂するに至る³⁴⁾。ただ、27日、社大党は声明を出して、地盤協

定の可能性を留保した³⁵⁾。

(2) 革新共闘民主団体会議の結成

完全共闘には失敗したものの、「同士打ちをさげ、野党側が結束して自民党に当たろうという機運が盛り上がるなか、「原水協、復帰協の民主団体は九月七日に革新民主団体共闘会議を発足させ野党三派のバックアップをしようということになった」³⁶⁾。

だが、発足は延び延びとなっていく。そうした中で準備会の「正式メンバーは、全沖労、自治労、全沖農の三団体で、教職員会もオブザーバーの形で出席しているが、同会が民主団体共闘会議に参加するかどうかが未決定であり、その出方が注目されている」³⁷⁾と報じられたように、教職員会の去就が焦点となっていく。

14日には中央公明選挙推進協議会が結成される。「これまで公明選挙運動といっても沖青連、婦連や教職員会などの民間団体が主体となって推進してきたが、ことしは、中央選挙管理委員会に選挙費用として五万八千ドルも確保されているので、(中略)徹底した運動を考えている。(中略)こんどの地方、中央選挙には政府が音頭をとって公明選挙を推進する」という構想のもとに組織されたものであり³⁸⁾、会長も中央選挙管理委員長とされた³⁹⁾。

その後、政党間の地盤協定は折り合いがつかず、15日に社大党中央執行委員会が共闘打切りを決定する⁴⁰⁾。そうした中で、16日、共闘会議第5回結成準備会が開かれ、「一七日の結成大会を、三政党を含めないで予定どおり開くという最終態度を決定」する⁴¹⁾。しかし、社大党が共闘打切りの態度を示す中で各組織の意思統一がはかれず、再度延期される⁴²⁾。

そして、21日、立法院総選挙革新共闘民主団体会議がようやく結成される。「さしあたり▽全沖労連(浜端春栄委員長)▽自治労(岸本忠三郎委員長)▽全沖農(又吉一郎議長)の三団体で発足し、闘争が進むにつれ、教職員会、軍労連、連合会に加盟してない各労組および青年、学生、婦人の各団

体によびかける」とされた⁴³⁾。教職員会が組織としての中立という建て前を崩さなかったのに対して、沖青協は10月7日の定期総会で加盟を決定する⁴⁴⁾。

しかし、オブザーバー参加ながらも、10月1日には、教職員会中央委員会は執行部提案に基づき「教職員会の運動目標が共闘会議の運動方針に合致するため、自主性を堅持しながら共闘会議を支援していく」ことを決定する。「屋良会長は共闘会議を支持していく理由として『沖縄の現情勢が軍事基地優先政策をおしすすめている以上、どうしても野党勢力をおしひろげ、現状を是正していくことが大切だ』とのべた」⁴⁵⁾。教職員会は、機関紙『教育新聞』の号外『月刊情報』において、研究討議資料として立法院選を取り上げ、組織内への共闘会議支援の周知徹底を図ろうとする⁴⁶⁾。

だがそうした執行部に対し、16日には、那覇地区教職員会校長部会で「教育の中立性から問題がある」として反対決議が出される⁴⁷⁾。この決議は教職員会内外に波紋を呼び、中央事務局は「支援はあくまで各会員が個人の立ち場から自主的に行なうもので強制しないだけに那覇地区校長部が協力できないならやむを得ない。ただ残念なのはこれを地区校長部の名において決議し中央事務局へ正式な意思表示を行なった」ことであると応じた⁴⁸⁾。ほぼ全ての教職員が加盟する社団法人である教職員会において、政治姿勢を明確化することは容易ではなく、1962年立法院選の段階では不十分なものに終わったといえる。

第3節 主席指名問題

(1) 選挙戦

1962年立法院選は、保革双方が内部対立をかかえつつも、「労組の組織を結集した立法院総選挙革新共闘民主団体会議と、経営者を代表する経済懇話会などの圧力団体が誕生、政党も公認候補の決定にはこれらの圧力団体の意見を尊重する傾向が強くな」る⁴⁹⁾。

10月22日、総選挙が告示され、立候補届け出が始まる。最終的な立候補者数は、定数29に対し、自民28、社大16、人民7、社会1、無所属9となる。総選挙の争点は、立法院による主席指名も含めた、ケネディ新政策の是非であった。

そうした中で、稲嶺一郎は「無所属候補を推して主席指名を受ける意向を明らかにし」⁵⁰⁾、積極的な選挙工作を展開する。「自民党本部支部から集団脱党を出したほか、社大党関係にもこれに呼応する動きが出るなど、政党組織をゆさぶ」り、前那覇市長兼次佐一（18区：那覇中部）のほか、仲宗根梶雄（4区：伊江・本部）、山里永吉（17区：那覇北部）の3名がそれぞれ稲嶺直系として無所属で立候補する。稲嶺は「人民、社会両党および同系を除く全野党に支援体制をとっ」たほか、「公認からもれた自民党あるいは同党系候補者との接近もみられる」状況であったとされる⁵¹⁾。

大田主席率いる沖縄自民党は、「前回の総選挙の際は、経済界が一致して自民党を推し、経営者協会が中心になって選挙献金を行ない、総額十余万ドルの資金が動いたといわれる」のに対し、今回の選挙は「経済界の選挙献金引き締めで、資金が予定どおり集まらず、序盤戦は資金難でかなり苦しい戦いを進め」たとされる。財界内の不統一、さらにはキャラウェイ旋風によって「銀行布令公布後、融資条件が規制され、さいきんでは大手会社でも資金ぐりが窮屈となって」おり、「ほとんどの主要業種団体が選挙献金の引き締めの態度をと」る状況にあったためである⁵²⁾。

大田主席は、8月に2週間上京した際に本土からの支援を訴えることで、そうした状況を打開しようとする。立法院選は「本土政府および政界筋でも単に沖縄における地方選挙ということだけでなくこんごの対米外交に与える影響をおもんばかりに自からの問題として大きな関心と呼んで」おり、「大田主席はこの説得で、立法院選挙は現状維持で乗り切れる、という自信を得たが、その裏には選挙資金として五万ドル（千八百万日円）が現ナマでとどけられることをはじめ、波動的に自民党所属の国会議員を送り込み、本土と沖

縄自民党の一体感をアオること、宣伝文書の大量持ち込みなどが約束されたという話がある」とされる。実際、「山中貞則、野原正勝の両衆院議員を沖縄に派遣したのを手はじめに塩見参院議員らを第二陣に、小平沖縄特別委員長らを第三陣として送り込むという具合に選挙工作も本格化して」いくのである⁵³⁾。対する革新側が「総評からは八十万円の資金支出、全労からはそれに見合うていど、だいたい三分の一ぐらいの額を支出する約束をとりつけた」⁵⁴⁾とされることと比較すれば、その資金力の差は歴然である。

(2) 選挙結果

立法院選（11月11日）の結果は、自民17、社大7、人民1、社会1、無所属3となる。沖縄自民党は前回から5議席減らしたものの過半数を維持した。社大党は、安里積千代委員長と平良良松会計長が返り咲くなど2議席を増やした。さらには沖縄社会党が立法院に初めて議席を獲得している。

「大田主席再任の最大の脅威と見られていた稲嶺派」⁵⁵⁾は、無所属直系の3候補がいずれも沖縄自民党候補に惜敗するなど、勢力を伸ばすことができなかった。とはいえ、その他の候補にも影響は及んでおり、大田主席の権力基盤は安定したわけではない。「大田体制の二本の柱といわれる新里幹事長と山川副議長は当選し」たものの、当銘政調会長など「主席の威光に便乗して当選を目論んだグループの落選」が起こった。それにかわる吉元栄真（前幹事長）や星克（前政調会長）など「実力者の元議員の返り咲き」によって「長嶺議長とともに、党内にかなりの協力者を持ち、場合によっては主流派批判も行なうことができる実力者層」が形成され、「党内における大田総裁の指導力は極度に弱まっている」とみられたのである⁵⁶⁾。

大田主流派は「新里幹事長ら七、八人」にすぎず、「のこり十人内外」が批判派であった。そうした中で、「『次期主席についても、対米対本土折衝に当たっても強力な政治力を有する人を条件に指名するべきである』と強硬に主張し」、さらには、「大田主席を中心に（中略）側近政治的な弊害を伴って

きたことに対し、『自民党は私党ではない』とする声が吉元氏を中心とする批判派の間では高まり、「長嶺秋夫立法院議長、瀬長浩副主席、神村孝太郎電電公社総裁」など他の主席候補者が挙がるようになるのである⁵⁷⁾。

(3) 主席指名

野党側はあくまで主席公選を主張し、立法院での主席指名を拒否する姿勢を示していたが、11月20日、大田主席が立法院と協議せずに臨時議会招集日を12月8日と告示したことで⁵⁸⁾、政局はさらに混乱する。11月21日、「社大党は委員長談話のかたちで、『大田主席の行政主席指名を目的とする臨時議会招集は越権行為であり、場合によってはこの不当招集による臨時議会をボイコットする』と声明」を出す⁵⁹⁾。それに対して、沖縄自民党側は主席による議会招集は合法であるとしながらも、「議員団には、指名を機会に発言力を強化しようという空気が強く、これが成功すれば、自民党内での主席の地位は従来とはかなり変わったものになるといわれ」た中で⁶⁰⁾、12月4日の議員総会において、大田主席に対して、主席指名の条件として、対米追従姿勢の転換などに加えて党議員団3分の2以上が不信任を決議した場合の退陣を要求した⁶¹⁾。翌5日の議員総会で大田主席は「『不信任決議の際に退陣することは当然のことだ』とのべ(中略)原則的にこれを了承した」⁶²⁾。こうした一連の事態は、主席指名制を一つの契機として、民選である立法院議員側の立場が強まったことを示すといえる。7日には、新里建運局長と松岡配電協会会長が「電力料金問題は円満解決したと共同声明を発表し」、「予定されていた配電協会の行政訴訟もとりやめ」となり⁶³⁾、主席指名を前に「奇妙な決着」⁶⁴⁾がはかられた。

12月8日、立法院臨時議会が召集される。復帰協・原水協・共闘会議共催の主席指名拒否・公選要求県民大会が開かれ、「かつてない〴〵請願労働者、の組織動員と、警官隊の院内導入」がなされるなか、沖縄自民党は「野党総退場のまま大田政作氏の主席指名を採決、続いて主席公選決議案をこれまた野

党退場のまま決議」する⁶⁵⁾。ここで注目されるのは、野党側だけでなく、「自由民主党も院外団を約六百人も動員し(中略)傍聴席は自民党で独占された」ことに対して、地元紙が「自民党が野党の動員に対し、院外団を動員したということは、野党側の戦術を是として認めたことになり、この辺からも議会乱入が慢性化しそうな気配がうかがえてくる」と批判的に論評したことである⁶⁶⁾。沖縄における保革対立は次第に変質しつつあったといえる。

第2章 保守再編

第1節 沖縄自民党の分裂

(1) 高等弁務官批判の公然化

キャラウェイ高等弁務官は、予算案や法案の事前事後調整を強化し、1961年から毎年出された琉球政府・沖縄自民党の減税案や既述のように公職選挙法など重要法案を拒否したほか、金融機関や農連への手入れ、外資導入の強行、琉球政府人事への介入などを実施していく。いわゆる「キャラウェイ旋風」である⁶⁷⁾。

そして、1963年3月5日、金門クラブ月例会においてキャラウェイ高等弁務官が行った演説が波紋を呼ぶこととなる。いわゆる「自治神話論」である。特に自治権に対する次のような見解に沖縄側の批判が集中することとなる。

もし現実に直面して考えてみた場合、琉球における自治権、または政治的一部の権能しか付与されていない地域における自治権というのは不可能なことである。このことは一州、一地方、一県の政府があり得ないと同じように日米平和条約第三条によって設定された米合衆国民政府(USCAR)の下でもあり得ない。現段階では自治権は神話であり従って存在しない。それは皆さん琉球人が再び独立国になることを欲して各自自由な意思から出た決定でなければ存在しないだろう。⁶⁸⁾

さらには、行政、立法、司法に対してそれぞれ批判したうえで、自治権要

求者は、「人民扇動者」「山師的政治家」「詐欺的実業家」であるなどと断じたのである。直ちに沖縄各界から批判が出されるが、当初、沖縄自民党は慎重な姿勢を示していた。それでも党内批判派は「高等弁務官の演説には論理的な矛盾と現実飛躍があると指摘」していた⁶⁹⁾。

12日には社大党の見解が出され、高等弁務官の自治権理解に対する強い批判が展開されたのを受けて、立場の明確化を迫られた沖縄自民党は、党内批判派の意見を大きく容れた上で⁷⁰⁾、16日に沖縄自民党議員団としての見解を発表する。「地方公共団体は固有の自治権を有するものであって、国といえどもこの固有の自治権を侵すことは許されないとする自治権に対する歴史的発生的観念は民主主義国家にとって特に重要視されなければならない。(中略)地方公共団体としての沖縄がもつ固有の自治権までも米国の留保に委ねることは住民感情として耐えがたいものがある。われわれはケネディ声明の線にそった日本本土への復帰にそなえて琉球政府に固有の自治権を付与されることを望んでやまない」。そしてさらに踏み込んで、「現在の政治制度一例えば事前調整のあり方にも種々改善しなければならない面があり、その意味では民政府にも責任はあるといわなければならない」。「沖縄住民の建設的批判精神を通じて創造精神を発揮することのできる最高度の自治権を有する政府の確立こそいそぐべきであろう」とも述べた⁷¹⁾。

さらには、琉球電電公社総裁人事をめぐる、主流派と反主流派の対立が深刻化する。5月18日、大田主席は与党18名中8名の反対を押し切って神村孝太郎総裁を更迭して新里善福を起用したためである。12月20日の沖縄自民党総務会では、反主流派が1964年度の所得税減税、地方財政強化の問題をめくり、対米追従であるとして大田主席と党執行部の政治姿勢を批判した⁷²⁾。

そうした度重なる対立のなか、1964年3月20日に沖縄自民党名義で出されたのが、『ケネディ新政策の評価と将来の課題』と題したパンフレットである。これは反主流派の中村暁兆の執筆によるものであった⁷³⁾。新政策につ

いては一定の評価を示しつつも、「自治権の拡大については、高等弁務官のいわゆる自治権神話を頂点として、むしろ自治後退という印象を住民に与えている」、「民政官の文官制は、事実上全く期待はずれになつてしまつた」、「渡航の自由、出版の自由、裁判管轄権については、新政策以前よりも改善されたと認められる点は何も存在しない」など、厳しい評価をした上で、「1 行政運営に関する事項」「2 日琉関係の改善事項」「3 米琉関係の改善事項」について、数値や写真等を用いて具体的な要望を行ったものである⁷⁴⁾。

そして、4月22日、ジョンソン大統領がキャラウェイ中将の退役とその後にワトソン中将の任命を承認し、その期日を8月1日とすることが発表される⁷⁵⁾。キャラウェイの事実上の更迭が決まったことで、大田主席に対する反主流派の動きはさらに活発化していく。

(2) 刷新派の脱党

5月12日にはサンマ課税改正布令、14日には宮古水道管理局布令が相次いで出され、直接統治への反発が再燃するなか、沖縄自民党反主流派は14日夜に会合を行い、刷新派として公然と行動を開始する⁷⁶⁾。16日には、刷新派を仲本為美、松岡政保ら党顧問が激励したほか、当間重剛も全面協力の構えと報じられる⁷⁷⁾。刷新派はその後、「政府、与党連絡会議もボイコット、独自の立ち場で予算審議をはじめ立法活動に臨むことになる⁷⁸⁾。25日の予算委員会では、刷新派の中村暁兆が瀬長浩副主席を責め立て、「自治は前進はしてない後退といってもよいが、自治が棚上げになったというのが妥当である」、「民主的手続きをとると時間がかかるというときに布令が出た」、「最高の権力者である弁務官が自治より住民福祉ということに力を入れている。これの意義を認めたい」という、自治の後退を肯定した発言を引き出す⁷⁹⁾。

そうしたなか、党顧問の松岡政保、仲本為美、与儀達敏や西銘順治那覇市長が事態の収拾にのり出す⁸⁰⁾。特に西銘は、大田主席、新里幹事長と会談して、キャラウェイ退任と同時の8月1日退陣を促すが、大田主席は態度を明

らかにしなかった⁸¹⁾。

6月13日、ついに沖縄自民党総務会において対立は決定的となり、立法院議員11名と西銘那覇市長が沖縄自民党を脱党するに至る。「脱党理由書」には、「自治権神話説」を表明する「高等弁務官の直接統治」に対して、大田主席が「自治の基本理念を忘れ行政執行者の立ち場から後退し続け（中略）責任をとるといふ政治感覚がない以上、われわれとしては、これ以上自由民主党にとどまり、大田行政主席と行動をとともにすることはわれわれの政治的良心がこれを許さない。／われわれは、決して現実追随主義者であってはならない」と述べられていた⁸²⁾（23日、刷新派は院内交渉団体「民政クラブ」として届出）。

そうした事態に対して、16日、大田主席がキャラウェイ高等弁務官に辞表を提出する。しかし、保守結集によって次期主席が決まるまで認められないとして、解職発令が出されない中で、大田主席は職務を続けることになり、問題は長期化していく。

大田主席の辞表提出を受け、次期主席の選任方法が問題となる。26日には、復帰協主催の主席公選・自治権獲得県民大会に民政クラブを代表して中村暁兆が参加して意見発表を行っている⁸³⁾。29日の立法院連合審査会では、民政クラブの上原重蔵が「『あくまで主席公選を進める考えであり、後任主席推薦も考えなければ、いかなる形の指名も拒否する』とはじめて民政クラブとしての態度を明らかにし」⁸⁴⁾、一方、沖縄自民党も7月3日の常任総務会で「今回に限り立法院の主席指名に応ぜず、党が推薦者を出すこともしないことに決定」する⁸⁵⁾。27日には立法院本会議で大田行政主席の即時退任要求決議が賛成21（民政ク、社大、社会、人民、無所属）、反対5（自民）で可決される⁸⁶⁾。そうした中で、31日、キャラウェイ高等弁務官は退任し、翌8月1日、ワトソン新高等弁務官が着任する。

(3) 大田主席の思惑

大田主席は8月14日から24日まで、全国戦没者追悼式に参列するために上京する。「野党各派は反対、今後大田主席を住民代表としてみとめないとの共同声明を出した」⁸⁷⁾。「大田主席は、自民党事務局でまとめた『沖縄の政情について』というパンフレットを携行、これを本土自民党や在京郷土出身者に配る」。それに対して民政クラブ側は「単なる派閥抗争や野党の扇動によるとみているところに政治感覚の古さがあると指摘し」、「布令、指令の連発、金融機関、農連の軍手入れなどによる高等弁務官の直接統治に対する住民の強い不満を全然感じとっていない。こういう政治感覚、情勢分析の甘さが、現在の政局を混乱させた」として反発、沖縄自民党と民政クラブの対立は一層深まることになる⁸⁸⁾。

大田は上京中、本土自民党幹部らと会談を重ね、沖縄自民党への支持および民政クラブの新党結成を支持しないことを求めたが、本土自民党は一方への明確な支持を避けたとされる⁸⁹⁾。

こうした大田主席の動向に対し、25日、民政クラブは新党結成準備委員会を開き、「『民意尊重に基づく清新強力な政治の結集』『祖国復帰をめざす自治の拡大』『行政主席大田政作君の即時退任と主席公選の促進』など五つのスローガンのもとで、議員団が作成した立党宣言（中略）、綱領、党の性格、政綱の草案を出席者全員が承認、来月二十五日ごろ開会予定の結党大会ではかることを決めた」⁹⁰⁾。

すでに辞表を提出していた大田主席の高姿勢は、8月17日に行われた椎名外務大臣との会談記録⁹¹⁾にも表れている。大田主席は、「ケネディー新政策の推進については、外務省としても、米国との折衝等の面で今後とも御協力を御願いたしたい」。また、「自治権の拡大をはばんでゐるのは、主席の任命制よりも事前調整と高等弁務官の『書簡政治』だと思う。今後は高等弁務官の書簡は単なる忠告であり、必ずしもこれに従はなくてもよいものと了解することにしたい」というように、主席統投に意欲を示すような発言を行って

いる。その前提には、「自民党脱退派の議員は、議会在閉会したのを機会に、一人二人とぼつぼつ復党して政局は平静に帰るものと期待している」といった認識があったからだといえる。

大田主席が楽観的に観測した前提としては、米国民政府の態度があったと思われる。米国民政府渉外局文書⁹²⁾からは、次のような認識を米国民政府が有していたことがわかる。数の上では優位にある民政クラブには4グループ(当間派、松岡派、長嶺派、稲嶺派)があり、内部対立が激しいと認識していた。そして、あくまでも沖縄自民党を軸とした再合同がベストであり、万一、民政クラブの路線で再合同した場合、沖縄自民党が社大党のような抵抗政党になるのではないかという懸念を有していたのである。多数派である民政クラブ優位に早期決着がはかられず、長期化した背景には、このような米国民政府側の姿勢があったものと思われる。それが大田主席の姿勢にも反映したのではなかろうか。また、民政クラブのそうした内部事情が主席指名の際に大きく反映されることとなる。

第2節 保守再合同

(1) 本土側の介入

ワトソン高等弁務官と日本政府・自民党側から民政クラブに対して保守結集への圧力がかけられるなか、9月8日、民政クラブは沖縄自民党と協議を行い、従来の主張を覆して後任主席指名に応ずることで一致する⁹³⁾。後任候補として、沖縄自民党からは、小波蔵政光(副主席)、渡名喜守定(琉球漁業社長)、民政クラブからは、当間重剛(前主席)、長嶺秋夫(立法院議長)、稲嶺一郎(琉球石油社長)、松岡政保(松岡配電社長)の名前が挙がり、主席・総裁分離案も浮上した⁹⁴⁾。

そうした中で注目されるのは、同時に事態収拾にあっていた本土自民党の意向である。「①辞表を提出した大田主席が、そのポストにいつまでもとどまることは、かえって政局収拾を困難にする②後任の主席はあらゆる点か

ら考慮して、当間重剛氏が適任である」と判断し、11日に小坂善太郎を訪沖させ、その実現をはかろうとする。興味深いのは、「後任主席は、人格、識見、経験それに米側との協力関係などから考慮して当間重剛、西銘順治（現那覇市長）の両氏が適任とみられるが、西銘氏は、明年の那覇市長戦^{ママ}の後任難からやや難点がある」とされていたことである。本土側からは次期主席候補に挙がるほど西銘の評価が高まっていたことがわかる⁹⁵⁾。

訪沖した小坂元外相は、沖縄自民党と民政クラブに対して、本土自民党支部としての合同を提案する。両派は前向きな姿勢を見せたものの、高等弁務官は本土の関与で沖縄の自治が失われるとして否定的であり、沖縄財界も保守合同は求めるが経済政策が本土に決定されるとして批判的であったため、この段階での支部化が実現することはなかった⁹⁶⁾。

(2) 沖縄民主党の結成

10月8日、民政クラブは従来の方針通り、新党として自由党を結成する。総裁を置かずに長嶺秋夫、吉元栄真、西銘順治の三名を総裁代行としたほか、桑江朝幸幹事長、中村暁兆政調会長、伊芸徳一組織委員長、上原重蔵総務会長などの人事を決定する⁹⁷⁾。大会では稲嶺一郎が来賓代表として祝辞を述べ、政党活動に加わる第一歩を印している。

そして、8日から9日にかけてワトソン高等弁務官の斡旋による自由党、沖縄自民党の密室会談によって松岡政保を次期主席に指名することが決まる。当初、沖縄自民党は仲井間宗一、自由党は当間重剛、稲嶺一郎を推すが調整はまったくつかず⁹⁸⁾、最終調整において、自由党は「十一議員のうち大半の議員は最後まで当間重剛氏を推した」が、「党内の松岡派といわれる四議員が自民党に同調したために数の上で押され」、改めて沖縄自民党が推した松岡が選ばれたのである⁹⁹⁾。米国民政府としては、本土との結びつきが強い当間を避け、自由党の路線を退けるという最善の形で松岡政保が選出されたことになる。

10月1日、11日と主席公選要求・指名阻止県民大会を重ねた復帰協は、20日、第9回臨時総会を開き、29日に召集される主席指名議會を阻止するために組織内に主席指名闘争本部を設置して、加盟団体の動員による実力阻止を行うことを決定¹⁰⁰⁾、27日には第3回県民大会を開催するなど¹⁰¹⁾、指名阻止闘争を展開していく。

29日に召集された臨時議会において、復帰協のデモ隊と立法院議長の要請で出動した警官隊との衝突が起り、負傷者が出る中で、沖縄自民党、自由党は本会議開会強行を断念し、流会となる¹⁰²⁾。続く30日も流会となり、迎えた31日、デモ隊が本会議場に乱入し警官隊とぶつかり合う事態の中で、沖縄自民党、自由党の両議員18名のみで松岡政保の指名を強行する¹⁰³⁾。松岡は、主席就任にあたって「最後の任命主席でありたい」と述べた¹⁰⁴⁾。

そして、12月26日には沖縄自民党と自由党は再合同し、沖縄民主党が誕生する。役員は党総裁に松岡政保が選ばれたほか、「顧問団には松岡総裁の指名で稲嶺一郎、仲本為美、大浜国浩、与儀達敏の四氏が決まった」¹⁰⁵⁾。ここにおいて、ようやく稲嶺一郎が政党に加わる。

第3章 西銘那覇市長の台頭

第1節 西銘那覇市政

(1) 施政方針

1961年12月の那覇市長選は、革新共闘候補の宮里栄輝（社大党）と西銘順治（沖縄自民党）、そして現職の兼次佐一を含めた事実上三つ巴の戦いとなった。当時40歳の西銘は知名度不足が不安視され、保守系の支持も現職兼次と割れるなか、どうにか薄氷の勝利を収める¹⁰⁶⁾。

1962年1月、西銘は那覇市長に就任すると、助役・部長らに辞職を勧告し、人事を一新する。さらには市長選で反対の立場にあった課長クラス7名への辞職勧告を行ったため、市議会や市職労が反対するなど問題となるが、

格下げをしない人事異動で収拾がはかられた¹⁰⁷⁾。

西銘市長は広報での「就任のあいさつ」において、那覇市では人口集中によって住宅不足、水不足、ジン芥・し尿処理、道路交通、雇用問題などの都市問題が生じていることを指摘した上で、「那覇市においてすでに策定済の都市計画基本構想（マスタープラン）と、政府首都建設委員会において策定をみている首都建設計画、さらに都市を若がえらせるための都市再開発構想と、この三つの観点から、那覇市が明るく住みよい都市として、常に都市の適正規模があらゆる面で維持できるよう基本計画を企画調整し、諸事業の年度別実施計画にもとづいて一つ一つ解決していきたい」と述べた¹⁰⁸⁾。

もう一つ重要な点は、建設部長に花城直政を据えたことである。花城は東京高等工学校土木工学科を卒業後、台湾にわたり、花蓮港庁、花蓮県政府で都市計画に従事する。戦後に引き揚げ、1948年5月から沖縄民政府工務部建築計画課に努め、コザ・ビジネスセンター計画などに従事した後、1950年那覇市に移る。以降、当間重民、又吉康和、当間重剛三市長のもとで都市計画課長として那覇都市計画案策定に携わる。計画案策定にあたっては、1953年1～2月と1955年8月の2回にわたり恩師石川栄耀を招聘し指導を受けた。1957年には瀬長亀次郎那覇市長誕生を受けて市役所を辞め、沖縄土地整理株式会社の専務となっていた¹⁰⁹⁾。すなわち那覇都市計画策定の中心人物であった花城を建設部長として呼び戻したのである。

1962年3月、西銘市長は定例議会での施政大綱演説において、改めて都市計画事業の重要性を述べた中で、那覇市の単独予算のみでは不可能であり、日米琉政府からの援助が必須であること、そしてケネディ路線の登場によって希望が見出されることを述べている。また、「大きなポイント」として「市街地改造計画即ちスラム街改造」を掲げており、「単に不良住宅街を解消するというだけでなく都市両開発の一環として今後の那覇市政の重点施策に折込んでいく考えであり」、総合実態調査を行い、その結果に基づき「市街地改造計画を策定し年次的に実施して行く考え」を示した¹¹⁰⁾。就任後、西

銘市長は真っ先にガープ川と不良住宅地区の視察を行っている¹¹¹⁾。ガープ川改修は多年の懸案であり、前兼次市政の最終年度にようやく予算計上が行われ、改修工事の目途がたった段階であった¹¹²⁾。

加えて、西銘市長が沖縄自民党の有力幹部であり、それによる琉球政府、日本政府、さらには米国民政府との結び付きというものも大きな資源として前提とされていたといえる。5月3日、西銘市長は上京し、本土政府に対して戦災復興特別都市計画法を那覇市に適用することによる都市復興のほか、民生事業、衛生事業など総額930万ドルの大幅援助を要請している¹¹³⁾。

(2) 市政の展開

市長就任後初の予算編成となった1963年度は総額約324万ドル、前年度の約248万ドルから3割強増額の大型予算となった。なかでも都市計画事業費を約28万ドル（前年度約4万4千ドル、約6.4倍）計上したこと、そして、歳入面でも政府補助金（琉球政府補助金・委託金、米国民政府補助金を含む）約38万5千ドル（前年度約6万5千ドル、約5.9倍）を計上したことなどが注目された¹¹⁴⁾。

日米琉政府の援助を得て、1962年9月にはガープ川改修と水上店舗新築工事が開始、1963年度から不良住宅解消事業も始まる¹¹⁵⁾。1963年9月26日には「一九六五年度の事業計画について検討した結果、まちづくりの諸事業を琉球政府との共同負担方式で実施することを決定し」として、西銘市長は行政主席宛に事業計画書を提出し、総額302万ドルのうち216万ドルの財政援助を琉球政府に対して要請している¹¹⁶⁾。

1964年6月、市議会での施政方針演説において西銘市長は、①都市計画の修正、②まちづくり体制、③市民精神の高揚、という1965年度の施政三原則を掲げる¹¹⁷⁾。11月18日にはそれに基づき、那覇市都市計画委員会の委員が任命され、都市計画修正案の諮問が行われた。19名の陣容は学識経験者8名、市議会議員5名、市職員6名となっており、委員長には大宜見朝計（学

識経験者・医師)、副委員長には花城直政(市職員・建設部長)が委員の互選によって決められた¹¹⁸⁾。

「都市計画マスタープランによると、まちづくりに必要な資金総額は、一、九五六年から二〇年間で八千六百万ドルとなっているが、九年目をおわった六四年度までに、一千二百万ドルが執行されただけで、執行率はわずかに十四パーセントである¹¹⁹⁾」という状況の中で、市予算だけでは限界があり、また日米琉政府の援助も計画に対して十分なものとはいえず、1956年に策定されたマスタープランは全体としては失敗に終わったと言わざるを得ない。ただ、西銘市政において、目に見える成果が表れてくることに注目する必要がある。

1965年3月、ガープ側改修工事のうち、農連市場裏の平和橋からむつみ橋下流沖映横までの991mが完成し、同月には、スラム街解消事業の第1号となる樋川の市営住宅建設が着工される¹²⁰⁾。5月には、1963年7月に着工した沖縄初の公営住宅である久場川団地が完成している¹²¹⁾。三川事件と呼ばれた一期目の重要懸案、すなわち、樋川(不良住宅解消)、久場川(公営団地建設)、ガープ川(河川改修)¹²²⁾はいずれも当事者住民との衝突など紆余曲折を経ながら一定の成果を挙げつつあった。1965年9月には、鉄筋コンクリート造り地下1階地上5階塔屋9階の新庁舎が竣工する¹²³⁾。さらには、1965年度から7ヵ年計画で下水道事業も着工される¹²⁴⁾。

「那覇市長の政治的地位は主席について、いわば二番目だ。主席公選ができない現在では、民選首長としてはトップである¹²⁵⁾」ともいわれた中で、西銘は高等弁務官との面談を含めた米国民政府側との度重なる交渉を経験していく。1963年6月には、ハワイで開催された全米市長会議にオブザーバー参加し、ケネディ大統領とも挨拶の機会を得ている¹²⁶⁾。こうした機会を経る中で、西銘は着実に経験を積み、その政治的立場を高めていったのである。1965年8月、佐藤首相が来沖した際には、西銘市長は本土政府の那覇市に対する積極的な財政援助を要請した。日米琉政府との結びつきと、住民にとつ

てより身近な目に見える成果は、12月の市長選において西銘に有利に働いたといえる。

第2節 西銘再選

(1) 立法院選

1965年立法院選では、民主党は佐藤来沖を追い風として、さらなる本土との連帯、利益誘導を打ち出していく。一方、野党三党は共闘に向けて調整をはかるが3選挙区で折り合いがつかず、完全共闘はまたも失敗に終わる。立法院選の重要な争点となったのは主席公選問題であり、5人有志会の活動や、4政党（民主、社大、人民、社会）を含む46団体の代表により主席公選推進懇談会が組織されるなど、超党派による主席公選要求への取り組みが行われた。しかし、選挙戦の最中に開催された主席公選要求県民大会では、民主党代表への演説妨害が起り、民主党は運動を脱退している。立法院選（11月14日）の結果は民主18、社大8、社会2、人民1、無所属3となり、民主党が勝利する。しかし、定数が3増加した中で、民主党は前回から1議席伸ばしたのみで、与野党がより拮抗する結果となる。さらには、那覇市が属する8選挙区のうち野党が5議席を獲得しており、得票数も野党側が圧倒していた¹²⁷⁾。

(2) 那覇市長選

立法院選の投票日まで10日と迫った11月4日に那覇市長選が告示される¹²⁸⁾。民主党はすでに前月末に現職西銘順治の公認を決定していたが、立法院選後、社大も11月18日の中執委で平良良松を公認候補に決定し、社会、人民両党に共闘を申し入れる¹²⁹⁾。20日、社大、社会、人民の立法院選挙共闘連絡協議会は幹事会を開いて立法院選の総括と反省を行い、「那ハ市長選挙は立法院選挙と表裏一体をなすものであり早急に取組むべきであるとの意見が一致し」、平良良松を統一候補とすることを決定する¹³⁰⁾。立法院

選の那覇地区で圧勝した勢いに乗じて那覇市長選に臨もうとしたのである。それに対して、西銘側は、「市長選と立法院選は異質のものであり、立法院選での票の動向がそのまま市長選に流れることはありえない」として、「就任当時の六二年度に三百万ドル台だった予算規模が、わずか四年で約二・五倍の八百万ドルにノシ上がったこと」など4年間の実績と2期目に向けた具体的な市政方針を打ち出していく¹³¹⁾。

23日には改めて社大、人民、社会の野党三党が那覇市長選挙対策準備会を開き、那覇市政革新共闘会議を結成することと、立法院選の野党共闘の統一綱領を含めた10項目の統一市政綱領を決定する¹³²⁾。27日、野党三党をはじめ県労協、全沖労連など労組、民主団体による那覇市政革新共闘会議が結成される¹³³⁾。教職員会は、教職員会幹部を中心に那覇市政革新共闘教員同志会を別途結成し、共闘会議に加わる¹³⁴⁾。選挙戦では同年7月18日の市議選で12,652票を獲得していた公明会の動静が注目されたが¹³⁵⁾、「市長選では、特定の候補者を支持することはやらず、会員各自の自由意思にまかせる」という方針がとられた¹³⁶⁾。

同時に問題だったのは、立法院選後の11月30日に松岡主席の任期が切れるため、再度主席選出を行う必要があったことである。立法院選において民主党は公約として主席公選を掲げていた。11月24日に民主党幹部がワトソン高等弁務官と会見した際にも「あくまで主席公選を要求し、現行の指名制度には応じないとの態度」を示した¹³⁷⁾。その動向が那覇市長選に影響することを危惧する米軍側は「ワシントンで検討している」として、次期主席選出を先送りし、その間、松岡主席が留任することとなる。市長選さなかの12月16日には復帰協主催の任命主席退陣・主席公選要求県民大会が開催され、「復帰問題やベトナム戦争と那覇市長選挙は別問題であるという西銘市長を許してはならない」と主張されるなど、那覇市長選と主席公選問題を結びつけようとする動きも展開される¹³⁸⁾。

那覇市長選には、積極的な本土からの支援も行われている。吉元民主党幹

事長が上京して『もはや尋常的手段では勝てない』として強い支援態勢を要請した」のに対し、佐藤首相は11月26日、政府・与党連絡会議で「沖縄的那覇市長選挙は重大なので強力に支援すべきだ」と指示を行い、「資金、文書、人員の三本柱」での「強力な援護態勢をしく」準備が進められる¹³⁹⁾。しかし、12月3日、慰霊祭出席のため来沖していた臼井自民党沖縄問題特別対策委員長に対して「西銘市長は『那覇市長選は重要な選挙ではあるが、あくまでも市政が重点であり、本土の各党派がこの選挙で入り乱れては市長選本来の目的がそらされるおそれもあるので、議員団の派遣は見合わせてほしい』と正式に申し入れ」了承される¹⁴⁰⁾。「那覇市の場合、約四割が浮動票」¹⁴¹⁾ともいわれた中で、復帰や主席公選などでの対立を避けて、市政の実行力に焦点化しようとする作戦をとったのである。

12月19日の投票結果は西銘順治 53,767票、平良良松 51,983票となり、1,784票差で接戦の末、「『二期連続当選した那覇市長はいない』『市庁舎を新築した市長は次期選挙では敗れる』とのジンクスを打ち破って」現職西銘が当選する¹⁴²⁾。「立法院選挙で、野党側が那覇地区で圧勝した」中で、「これを見ごと巻き返したのはやはり、党の政策そのものよりも、西銘氏の実績、具体的な政策、そして個人的魅力などが大きくものをいったわけで、西銘氏がいう『立法院選と市長選は異質のもの』ということが結果的には実証された」のである¹⁴³⁾。逆風のなか再選を果たしたことで、西銘は民主党における政治的立場を一層向上させたといえる。

第3節 主席間接選挙

(1) 間接選挙制

那覇市長選後の12月21日、行政命令改正が発表され、行政主席の選任方法が「立法院議員による選挙制」に改められる¹⁴⁴⁾。これは与野党含め直接公選を求める沖縄側の要求に対するさらなる譲歩ではあった。民主党が「一歩前進」であるとして評価した一方、野党側はあくまでも主席公選を目指し

て前回の主席指名と同様、院外動員による阻止闘争を展開していく¹⁴⁵⁾。

ただ興味深いのは、こうした対立の中にあっても、30日の立法院本会議において、「行政主席の直接選挙および自治権の拡大に関する要請決議案」「被選挙権をはく奪している布令の廃止を要求する決議案」を全会一致で議決していることである。一方で野党側から提案された「松岡主席の退任を要求する決議案」は多数決により否決されている¹⁴⁶⁾。

(2) 主席候補決定

松岡主席の立法院での再任をめぐり、民主党内の派閥争いが再燃する。1966年2月7日の議員総会でようやく「立法措置をせず、院の議決だけによって行なうとの最終態度を決定し」、「大統領行政命令が改正になって以来、もんできた主席選挙の手続き問題は、いちおうの結論をみた」ものの、「執行部が『主席と総裁の一体化の原則』をタテに、松岡主席の再選をねらっているのに対し、党内には異論をとるものもある」と述べた¹⁴⁷⁾。批判派は「①さきの総選挙における総裁としての松岡主席の貢献度が低いこと②一九七〇年の日米安保条約改定を機に、沖縄問題を解決しなければならないが、松岡主席がこれにどう対処するか、の基本姿勢が確立されていないこと③松岡主席は就任のさい『最後の任命主席でありたい』と述べ、さらに総選挙では主席選任問題について『ずばり直接選挙あるのみ』と述べたが、直接選挙が実現しなかったのだから、総裁としての政治責任をとるべきである④民主党が新体制を前進したものと評価するなら、これに伴って主席も更迭しない限り、民意を引きつけることはできない」などと主張し、稲嶺一郎（党顧問）の擁立をはかろうとしたのである¹⁴⁸⁾。

しかし結局、16日の議員総会で松岡を次期主席候補に決定する¹⁴⁹⁾。その舞台裏では、どのような駆け引きが展開していたのか。本土政府が那覇日本政府南方連絡事務所を通して収集していた情報から内情を知ることが出来る¹⁵⁰⁾。それによれば、7日の議員総会の時点において、「松岡派5名、稲嶺

支持8名、浮動6名に分けられる」状況にあり、稲嶺が優勢であった。しかし、「沖縄財界一般は松岡候補の対抗馬であった稲嶺一郎氏（琉石本社々長）に対し頗る批判的であり、「この財界の声は、米国民政府ネピア副民政官に達し、USCARから西銘市長に対し松岡現主席を支持するよう働きかけがあった。したがって、西銘市長としては稲嶺氏と密接な関係にあり、もともとアンチ松岡であったが、自ら調整役を買って松岡支持に傾かざるをえなかった」のである。院外から「西銘市長は中間派の説得工作に出た」ことで、浮動票が松岡に流れて松岡再任が決まる。

意図したか否かは不明だが、市長再選で政治的地位を盤石なものとしていた西銘は、続いて松岡主席再任のキーマンとなり、松岡への恩を売り、稲嶺の線を消すことで、自らの次期総裁、主席選候補への道を開いたといえる。

おわりに

最後に本稿で明らかとなったことを述べておきたい。

まず、沖縄自民党から沖縄民主党へと再編される過程での「対米闘争」の側面の重要性である。大田主席への対米従属批判は、高等弁務官への直接的な批判へと発展していった。

また、第1次保守合同（沖縄自民党結成）が西銘順治ら社大党新進会メンバーが保守系に加わる中で成立したのと同様、第2次保守合同（沖縄民主党結成）も稲嶺派の抱合過程としてあったといえることができる。

そして、西銘那覇市政の歴史的立場についてである。日米琉政府との関係を活かしつつ限られた予算の範囲内で着実に都市計画を推進した西銘は、事実上の公選トップであった那覇市長に初めて連続当選する。そして、1968年主席公選の際には、保守側候補の筆頭に挙げられるまでになるのである。沖縄戦後史の中で、1960年代に西銘が那覇市政を担う中で政治的立場を上昇させたことは重要な意味を持つといえる。

[付記] 本稿は2012～13年度科学研究費補助金（研究活動スタート支援、課題番号24820064）および2012年度トヨタ財団研究助成プログラム（助成番号D12-R-0746）による成果の一部である。

注

- 1) 拙著『沖縄の復帰運動と保革対立』有志舎、2012年。
- 2) 拙稿「1950年代沖縄における政治勢力の再検討」『年報近現代史研究』4、2012年。
- 3) 新崎盛暉『戦後沖縄史』日本評論社、1976年、233～235頁。
- 4) 比嘉幹郎『沖縄 政治と政党』中公新書、1965年、50～51頁。自由民主党沖縄県連史編纂委員会編『戦後六十年沖縄の政情』自由民主党沖縄県支部連合会、2005年が出されているが、編纂委員会・専門部会会長は比嘉幹郎であり、第2次保守合同や稲嶺一郎の扱いは同様である。
- 5) 前掲拙稿「1950年代沖縄における政治勢力の再検討」参照。
- 6) 南方同胞援護会編『沖縄問題基本資料集』南方同胞援護会、1968年、200～203頁。
- 7) 『琉球新報』1962年7月9日。
- 8) 『沖縄タイムス』1962年8月26日。
- 9) 『沖縄タイムス』1962年9月1日。
- 10) 『沖縄タイムス』1962年9月6日。
- 11) 『琉球新報』1962年9月2日。
- 12) 『沖縄タイムス』1962年9月11日。
- 13) 『沖縄タイムス』1962年9月13日。
- 14) 『沖縄タイムス』1962年9月15日。
- 15) 『沖縄タイムス』1962年9月19日。
- 16) 『沖縄タイムス』1962年7月10日。
- 17) 詳細については、『琉球石油社史 35年歩み』琉球石油、1986年、第1章第2節参照。
- 18) 『琉球新報』1962年7月15日。
- 19) 『沖縄タイムス』1962年7月22日。
- 20) 『沖縄タイムス』1962年7月15日。
- 21) 『沖縄タイムス』1962年8月16日。
- 22) 『沖縄タイムス』1962年9月14日。
- 23) 『沖縄タイムス』1962年8月2日。
- 24) 『沖縄タイムス』1962年7月2日。
- 25) 『沖縄タイムス』1962年9月29日。
- 26) 『沖縄タイムス』1962年10月2日。
- 27) 『琉球新報』1962年10月5日。

- 28) 沖縄タイムス社編『沖縄年鑑 1964』沖縄タイムス社、1964年、35頁。
- 29) 『琉球新報』1962年7月2日。
- 30) 『琉球新報』1962年7月14日。
- 31) 『琉球新報』1962年7月27日。
- 32) 『琉球新報』1962年8月14日。
- 33) 『琉球新報』1962年8月18日。
- 34) 『琉球新報』1962年8月27日。
- 35) 『琉球新報』1962年8月28日。
- 36) 『琉球新報』1962年8月31日。
- 37) 『沖縄タイムス』1962年9月8日。
- 38) 『沖縄タイムス』1962年8月20日。
- 39) 沖縄県公文書館所蔵 USCAR 文書 U81100343B 「Election. Legislator (11 Nov 1962).」。
- 40) 『琉球新報』1962年9月16日。共闘会議は地盤共闘の幹旋を続けるが、結局13区(宜野湾、浦添)、15区(真和志北部)、16区(真和志南部)での調整がつかず不完全に終わる(『琉球新報』1962年10月14日)。その後、19区(那覇北部)も社大党が候補を擁立したため対立した。
- 41) 『琉球新報』1962年9月17日。
- 42) 『琉球新報』1962年9月18日。
- 43) 『琉球新報』1962年9月22日。
- 44) 『琉球新報』1962年10月8日。
- 45) 『琉球新報』1962年10月2日。
- 46) 『教育新聞号外 月刊情報』沖縄教職員会、1962年10月10日。
- 47) 『琉球新報』1962年10月18日。
- 48) 『琉球新報』1962年10月19日。
- 49) 『沖縄タイムス』1962年10月8日。
- 50) 『沖縄タイムス』1962年11月1日。
- 51) 『沖縄タイムス』1962年10月24日。
- 52) 『沖縄タイムス』1962年10月26日。
- 53) 『沖縄タイムス』1962年11月2日夕刊。
- 54) 『沖縄タイムス』1962年11月3日夕刊。
- 55) 『琉球新報』1962年11月20日。
- 56) 『沖縄タイムス』1962年11月13日。
- 57) 『沖縄タイムス』1962年11月17日。
- 58) 『沖縄タイムス』1962年11月21日。
- 59) 『沖縄タイムス』1962年11月22日。
- 60) 『沖縄タイムス』1962年11月26日。

- 61) 『沖縄タイムス』 1962年12月5日。
- 62) 『沖縄タイムス』 1962年12月5日夕刊。
- 63) 『琉球新報』 1962年12月8日。
- 64) 『琉球新報』 1962年12月10日。
- 65) 『琉球新報』 1962年12月9日。
- 66) 『琉球新報』 1962年12月10日。
- 67) 前掲『戦後六十年沖縄の政情』、32～33頁。
- 68) 『沖縄タイムス』 1963年3月7日。
- 69) 『沖縄タイムス』 1963年3月8日。
- 70) 『沖縄タイムス』 1963年3月18日。
- 71) 『琉球新報』 1963年3月17日。
- 72) 前掲『戦後六十年沖縄の政情』、33頁。
- 73) 前掲『沖縄 政治と政党』、39頁。
- 74) 『ケネディ新政策の評価と将来の課題』 沖縄自由民主党、1964年。
- 75) 前掲『沖縄 政治と政党』、40頁。
- 76) 『琉球新報』 1964年5月16日。
- 77) 『琉球新報』 1964年5月16日夕刊。
- 78) 『沖縄タイムス』 1964年5月16日夕刊。
- 79) 『琉球新報』 1964年5月25日夕刊。
- 80) 沖縄タイムス社編『沖縄年鑑1965』 沖縄タイムス社、1965年、29頁。
- 81) 『琉球新報』 1964年6月15日。
- 82) 『琉球新報』 1964年6月14日。
- 83) 『琉球新報』 1964年6月27日。
- 84) 『琉球新報』 1964年6月30日。
- 85) 『琉球新報』 1964年7月4日。
- 86) 『琉球新報』 1964年7月26日。
- 87) 前掲『沖縄年鑑1965』、30頁。
- 88) 『沖縄タイムス』 1964年8月16日。
- 89) 『琉球新報』 1964年8月27日。
- 90) 『琉球新報』 1964年8月26日。
- 91) 外務省外交資料館所蔵 0120-2001-02513 [CD-R, H22-009] 「39・8・17 椎名外相・大田行政主席」。
- 92) 沖縄県公文書館所蔵 USCAR 文書 U81100633B「Political Activities (Aug - 24 Sept 1964), 1964. CE Nomination, etc.」。
- 93) 『琉球新報』 1964年9月9日。
- 94) 『沖縄タイムス』 1964年9月9日。

- 95) 『琉球新報』1964年9月11日。
- 96) 前掲拙著『沖縄の復帰運動と保革対立』、171～172頁。
- 97) 『琉球新報』1964年10月9日。
- 98) 『琉球新報』1964年10月9日夕刊。
- 99) 『沖縄タイムス』1964年10月19日。
- 100) 『琉球新報』1964年10月21日。
- 101) 『琉球新報』1964年10月28日。
- 102) 『琉球新報』1964年10月30日。
- 103) 『琉球新報』1964年10月31日夕刊。その後、復帰協のデモ隊（請願隊）から27名が送検され、うち18名が翌年2月に起訴される。復帰協は不当弾圧として弁護団を結成し、裁判闘争が展開される（沖縄県祖国復帰闘争史編纂委員会編『沖縄県祖国復帰闘争史 資料編』沖縄時事出版、1982年、参照）。ただ、後述のように、その後も復帰要求と同様、主席公選要求自体は立法院に議席を有する全政党が共通に掲げ続けたのであり、立法院内での抗争をもって保革対立軸の成立とは言い難い。本土側の影響下に保革対立軸が成立するのは、1967年の基地問題をめぐる対立の明確化以降といえる。
- 104) 『沖縄タイムス』1964年11月1日。
- 105) 『沖縄タイムス』1964年12月27日。
- 106) 前掲拙著『沖縄の復帰運動と保革対立』、153～156頁。
- 107) 那覇市議会事務局議会史編さん室編『那覇市議会史 第1巻 通史編』那覇市議会、2011年、347頁。
- 108) 『広報市民の友』138、那覇市役所、1962年2月1日。
- 109) 佐野浩祥・津々見崇「那覇の戦災復興における都市計画家・石川栄耀の役割—花城直政との関係に着目して—」『土木史研究 講演集』31、2011年、『広報市民の友』138、1962年2月1日、などによる。
- 110) 『広報市民の友』140、1962年4月1日。
- 111) 琉球新報社編『戦後政治を生きて』琉球新報社、1998年、184頁。
- 112) 兼次佐一『真実の落書』、1976年、354～365頁。
- 113) 『広報市民の友』141、1962年5月1日。
- 114) 『広報市民の友』144、1962年8月1日。
- 115) 前掲『戦後政治を生きて』、184頁、189頁。
- 116) 『広報市民の友』161、1964年1月15日。
- 117) 『広報市民の友』166、1964年6月15日。
- 118) 『広報市民の友』171、1964年11月30日。
- 119) 『広報市民の友』173、1965年1月30日。
- 120) 『広報市民の友』176、1965年4月15日。

- 121) 前掲『戦後政治を生きて』、195頁。
- 122) 前掲『戦後政治を生きて』、188頁。
- 123) 『広報市民の友』181、1965年9月15日。
- 124) 『広報市民の友』182、1965年10月15日。
- 125) 『琉球新報』1965年11月22日。
- 126) 前掲『戦後政治を生きて』、196～197頁。
- 127) 前掲拙著『沖縄の復帰運動と保革対立』、176～179頁。
- 128) 『沖縄タイムス』1965年11月4日。
- 129) 『沖縄タイムス』1965年11月19日。
- 130) 沖縄県公文書館所蔵沖縄社会大衆党文書 0000072656 「那覇市長選挙関係綴 1965年12月19日執行」。
- 131) 『琉球新報』1965年11月19日。
- 132) 『沖縄タイムス』1965年11月24日。
- 133) 『沖縄タイムス』1965年11月28日。
- 134) 前掲「那覇市長選挙関係綴 1965年12月19日執行」。
- 135) 『沖縄タイムス』1965年11月25日。
- 136) 『琉球新報』1965年11月26日。
- 137) 『琉球新報』1965年11月25日。
- 138) 『琉球新報』1965年12月17日。
- 139) 『琉球新報』1965年11月27日。
- 140) 『琉球新報』1965年12月3日夕刊。
- 141) 『琉球新報』1965年12月13日。
- 142) 『琉球新報』1965年12月20日夕刊。
- 143) 『琉球新報』1965年12月21日。
- 144) 『沖縄タイムス』1965年12月21日夕刊。
- 145) 『琉球新報』1965年12月21日夕刊。
- 146) 『沖縄タイムス』1965年12月31日。
- 147) 『沖縄タイムス』1966年2月8日。
- 148) 『沖縄タイムス』1966年2月14日。
- 149) 『沖縄タイムス』1966年2月17日。
- 150) 外務省外交史料館所蔵 0120-2001-02558 [CD-R, H22-009] 「政経情報」。

